

回 覧

ドローンを含む小型無人機等の飛行禁止について（お知らせ）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より下志津駐屯地に対し、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下志津駐屯地は 下記の法律に基づき、令和5年1月30日をもって「飛行禁止対象施設」に指定され、駐屯地の敷地及び周囲のおおむね1000メートルの地域の上空は、ドローンを含めた小型無人機等の飛行が禁止しております。

「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行禁止に関する法律」

小型無人機等の一例
○ ドローン ○ 農薬散布用ヘリコプター ○ ラジコン飛行機(100グラム以上) ○ パラグライダー、モーターパラグライダー、ハングライダー、グライダー及び操縦装置を有する気球など、

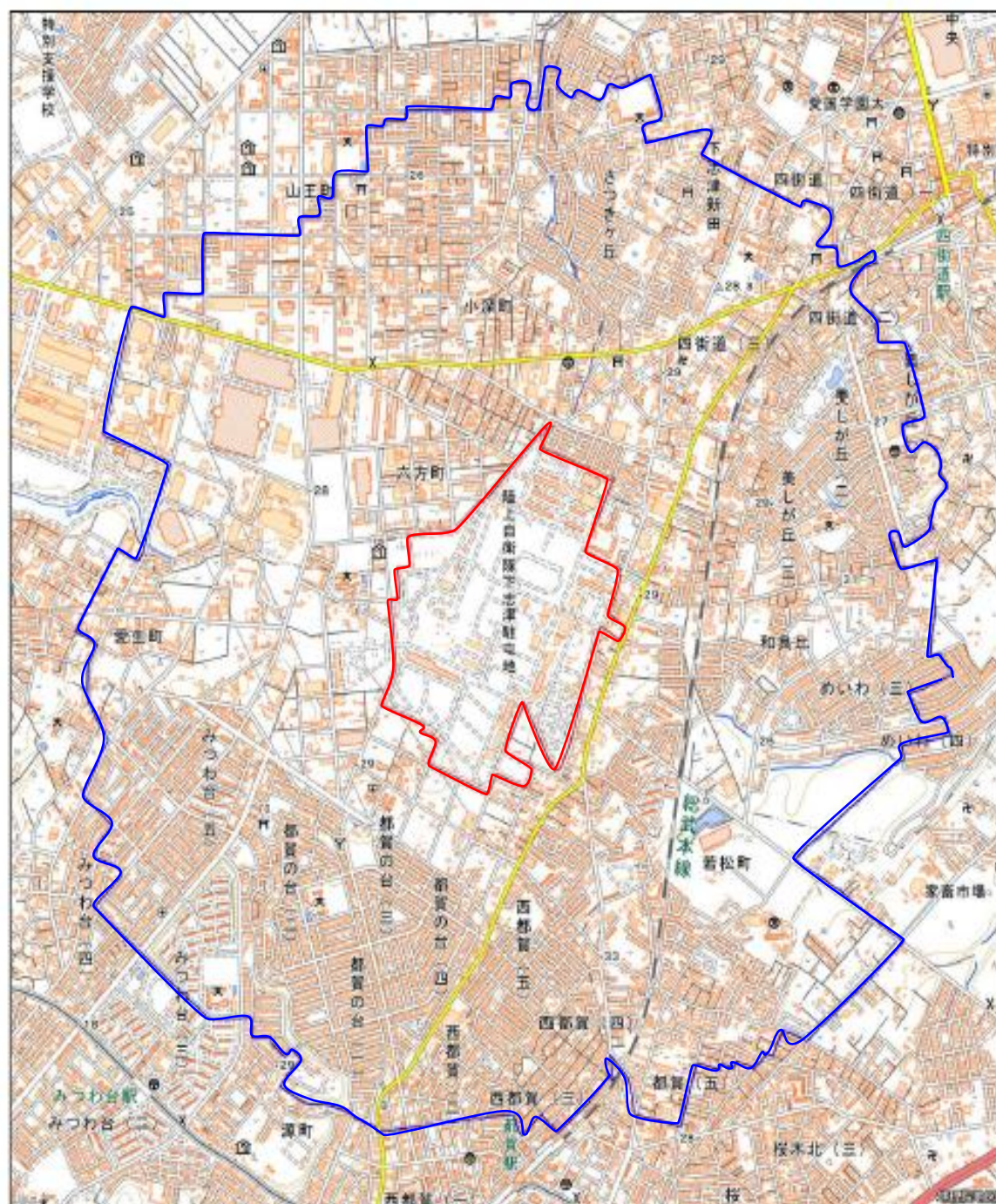
小型無人機等を飛行禁止地域で飛行させる場合には、事前に通報等の手続きが必要となります。
詳細は、千葉県警察、防衛省、国土交通省の確保ホームページをご確認下さい。

<https://WWW.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/indeexhtml>



お問い合わせ先
下志津駐屯地総務部警備課
電話043-422-0221(内線489)

陸上自衛隊下志津駐屯地周辺地域 (千葉県千葉市若葉区若松町902番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

